

【東海地区外国人観光客誘致促進協議会 愛知・名古屋部会】

台湾及びタイ市場向けプロモーション事業

企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 目的

本部会地域の主要市場である、台湾及びタイ市場からの更なる誘客促進に向けて、2024年度事業で作成した観光モデルコース等を活用し、台湾の現地旅行会社への本部会構成員によるセールスコール及びタイの現地旅行会社への代理セールスを行うことで、本部会地域の認知度向上及び商品造成の促進を図る。

(2) 業務名

台湾及びタイ市場向けプロモーション事業業務委託

(3) 業務内容

別紙「台湾及びタイ市場向けプロモーション事業業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託金額の上限

2,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から2026年3月13日（金）まで

2 応募資格

応募の資格者は、台湾及びタイ市場向けプロモーション事業において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間に於いて、当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県又は東海地区外国人観光客誘致促進協議会愛知・名古屋部会構成市町（名古屋市・豊橋市・岡崎市・瀬戸市・豊川市・豊田市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・東海市・田原市・南知多町）からの資格指名停止の措置を提案書受付期限に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
また、東海地区外国人観光客誘致促進協議会愛知・名古屋部会構成市町（名古屋市・豊橋市・岡崎市・瀬戸市・豊川市・豊田市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・東海市・田原市・南知多町）においても、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として事業等からの排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

業務（大分類）	中分類	小分類	細分類
03.役務の提供等	03.映画等製作・広告・催事	02.広告	01.広告企画・代行
	13.旅客業	01.旅行	—

3 応募方法等

(1) 提出書類

ア 提案応募書（様式 1）

イ 業務実施体制（様式 2）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）

エ 企画提案書（任意様式、原則 A 4 サイズ）

※仕様書を熟読の上、別紙 1「企画提案書 記載事項」に基づき作成すること。

オ 見積書（任意様式、A 4 縦サイズ）

- ・東海地区外国人観光客誘致促進協議会愛知・名古屋部会会長あてとすること。
- ・委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。
- ・本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。
- ・本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

カ その他資料（事業者のパンフレット、類似事業の実績報告書の写し等）

(2) 提出部数

紙媒体 9 部（正本 1 部、副本 8 部）、電子媒体（DVD-R 等） 1 部

※事業者のパンフレットは正本 1 部で可。

(3) 提出期限

2025 年 7 月 31 日（木）正午（厳守）

(4) 問合せについて

業務内容についての質問は、2025 年 7 月 17 日（木）午後 5 時まで、電子メールのみで受け付ける。提出の際の件名は「台湾及びタイ市場向けプロモーション事業企画提案に係る質問」とすること。受け付けた質問は、当該法人等に固有の質問を除き、当課 Web サイトに回答を掲載する。

(5) 提出先（問合せ先）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（愛知県庁本庁舎 1 階）

東海地区外国人観光客誘致促進協議会愛知・名古屋部会事務局

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

誘客促進グループ

担 当 石川、安藤

電 話 052-954-6378（ダイヤルイン）

ファックス 052-973-3584

電子メール kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp

(6) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時（提出期限日

は正午) までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とし、郵送で提出した旨を電話又はメールで連絡すること。)

(7) 注意事項

- ・ 企画提案は、1 応募者につき 1 点とする。
- ・ 企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 採用となった企画提案の著作権は、東海地区外国人観光客誘致促進協議会愛知・名古屋部会に帰属する。

4 選定方法等

(1) 選定手順

別に設置する「台湾及びタイ市場向けプロモーション事業業務委託企画審査委員会」(以下「企画審査委員会」という。)において、期限までに提出された企画提案応募書の審査及び書面質疑等により、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。なお、企画提案の応募が 5 件を超える場合は、書面審査による一次審査を行うことがある。全ての審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、別紙 2「企画提案書 評価基準」について評価し、総合的な審査を行う。

(3) 通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知する。

(4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、東海地区外国人観光客誘致促進協議会愛知・名古屋部会と委託契約を締結する。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

5 スケジュール (予定)

2025 年 7 月 10 日 (木)	受託者募集の実施に関する告示
2025 年 7 月 17 日 (木)	質問締切
2025 年 7 月 31 日 (木) 正午	企画提案書提出締切
2025 年 8 月上旬	企画審査委員会開催、受託候補者決定
2025 年 8 月中旬	契約締結
2026 年 3 月 13 日 (金)	事業完了

台湾及びタイ市場向けプロモーション事業 企画提案書 記載事項

1. 業務実施体制等について

- (1) 業務運営体制、要員配置、業務スケジュール
- (2) 類似事業実績の詳細
- (3) 台湾及びタイ訪日旅行者の特徴及び嗜好の分析

2. 観光モデルコース等の内容更新及び翻訳について

- (1) 翻訳実施体制及び翻訳候補者の提案
※繁体字及びタイ語それぞれに分けて記載すること

3. 台湾旅行会社への本部会構成員による訪問セールスについて

- (1) セールスコール先の旅行会社（3社程度）の提案及び理由
※会社概要を含めること
- (2) 通訳兼現地ガイドの候補者の提案及び実績
- (3) セールスコール後のフォローアップの方法・内容の提案

4. タイ旅行会社へのセールスコールについて

- (1) セールスコール先の旅行会社（10社以上）の提案及び理由
※会社概要を含めること
- (2) セールスコール（フォローアップを含む）の実施方針の提案

5. 観光モデルコース等資料の手配及びノベルティの作成について

- (1) ノベルティの候補の提案及び理由

6. その他提案について

- (1) 委託金額の上限内で実施可能な事業の提案

台湾及びタイ市場向けプロモーション事業 企画提案書 評価基準

1. 業務実施体制等について

- (1) 実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールか。
- (2) 類似事業の実績、統括責任者及び業務担当者のスキルなど、十分な経験やノウハウを備えているか。
- (3) 台湾及びタイ訪日旅行者の特徴及び嗜好の分析は適切か。

2. 観光モデルコース等の内容更新及び翻訳について

- (1) 正確性のある翻訳実施体制で、翻訳候補者は十分な実績やスキルがあり、適切か。

3. 台湾旅行会社への本部会構成員による訪問セールスについて

- (1) セールスコール先の旅行会社（3社程度）の提案は適切か。
- (2) 通訳兼現地ガイドの候補者は十分な実績やスキルがあり、適切か。
- (3) セールスコール後のフォローアップの方法・内容の提案は適切か。

4. タイ旅行会社へのセールスコールについて

- (1) セールスコール先の旅行会社（10社以上）の提案は適切か。
- (2) セールスコール（フォローアップを含む）の実施方針の提案は適切か。

5. 観光モデルコース等資料の手配及びノベルティの作成について

- (1) ノベルティの候補は魅力的なものか。

6. その他提案について

- (1) 委託金額の上限内で実施可能な事業の提案は、本部会地域の観光の魅力を十分に発信でき、台湾及びタイ市場における本部会地域への誘客促進が期待できるか。

7. 経費について

- (1) 企画提案内容に対して、経費項目と見積金額は適切か。

8. 総合評価について

- (1) 事業全体の趣旨及び目的が十分に理解されているか。また、全体を通して、本部会地域の魅力を十分に発信でき、誘客が期待できるか。

<社会的取組>

1 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入）

- （1）ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
- （2）自動車エコ事業所の認定を受けているか。
- （3）あいち生物多様性企業認証を取得しているか。

2 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成）

- （1）障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加算対象とする。）
- （2）名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。
- （3）障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。

3 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）

- （1）あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
- （2）「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。
- （3）えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。

4 休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む）

- （1）愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録を受けているか。
- （2）愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録しているか。
- （3）愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。
- （4）愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
- （5）あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
- （6）くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。

5 その他

- （1）あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
- （2）愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
- （3）愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。
- （4）パートナーシップ構築宣言の公表をしているか。